

バリアフリー法等への適合調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

- 適合義務であるもの
○ 努力義務であるもの
－ いずれにも該当しないもの

I 敷地内通路・駐車場

番号	調査項目	バリアフリー法				長野県福祉の まちづくり条例	
		移動等円滑化 経路※1		一般部※2			
1	敷地内通路	チェック		チェック		チェック	
(1)	表面が滑りにくい仕上		●		●		○
(2)	通路を横断する排水溝には、細目溝蓋を設けている		●		－		○
(3)	有効幅 120cm以上		●		－		○
(4)	50m以内ごとに車いす転回可能な場所を設けている		●		－		－
(5)	段差部分 > 手すり設置		－		●		○
(6)	> 明度、色相、彩度により、段が識別しやすい	※チェック項目（●、○、－）は、用途、面積等の必要事項を入力することにより、自動で選択されます。					
(7)	> つまづきにくい構造						
(8)	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がない						
(9)	傾斜路又は車いす用昇降機を設置（通路のうち1以上）		－		－		○
(10)	傾斜路 > 手すり設置（勾配1/12超、高さ16cm超かつ勾配1/20超の部分）		●		●		○
(11)	> 表面が滑りにくい仕上		－		－		○
(12)	> 明度、色相、彩度により、前後の通路と容易に識別できる		●		●		○
(13)	> 有効幅 《階段併設》 120cm以上 《90cm以上》		●		－		○
(14)	> 勾配 1/12以下（高さ16cm以下のものは 1/8以下）		●		－		○
(15)	> 高さ 75cm超かつ勾配 1/20超は踊場設置（高さ75cm以内、踏幅150cm以上）		●		－		○
(16)	> 縁端部に高さ5cm以上の立ち上がり又は側壁が設置されている		●		●		○
(17)	直接地上へ通ずる出入口から道等に至る通路の1以上は誘導ブロック敷設		－		－		○
(18)	車路近接部分、車路横断部分、傾斜路・段上端に点状ブロック敷設		－		－		○
2	駐車場	チェック		チェック		チェック	
(1)	車いす使用者用駐車施設を1以上設置		－		●		○
(2)	駐車施設 > 幅 350cm以上		－		●		○
(3)	> 利用居室までの経路が短い位置に設けている		－		●		○
(4)	> 付近に車いす用の表示		－		「標識」による		○

※チェック項目（●、○、－）は、用途、面積等の必要事項を入力することにより、自動で選択されます。

※1 円滑化移動経路（利用居室から①道・公園・広場等 ②車いす用便房 ③車いす用駐車場までの経路）

※2 一般部（円滑化移動経路以外の通路部分）

II 出入口

番号	調査項目	バリアフリー法				長野県福祉の まちづくり条例	
		移動等円滑化 経路※1		一般部※2			
3	出入口	チェック		チェック		チェック	
(1)	有効幅 80cm以上		●		－		○経路1 以上
(2)	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がない		●		－		○

バリアフリー法等への適合調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

Ⅲ 廊下等・階段・エレベーター

番号	調査項目	バリアフリー法				長野県福祉の まちづくり条例	
		移動等円滑化 経路※1		一般部※2			
4	廊下等	チェック		チェック		チェック	
(1)	表面が滑りにくい仕上		●		●		○
(2)	階段・傾斜路の上端に近接する部分に、点状ブロック等の敷設		●		●		○
(3)	有効幅（手すり内側） 120cm以上		●		—		○経路1以上
(4)	廊下等の末端の付近の構造は車椅子の展開に支障のないものかつ、50m以内ごとに車いす転回可能な場所を設けている		●		—		○
(5)	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がない		●		—		—
(6)	出入口、昇降機・特殊昇降機の出入口に接する部分は水平とする		—		—		○経路1以上
5	階段（踊場含む）	チェック		チェック		チェック	
(1)	踊り場を含め、手すり設置		—		●		○
(2)	表面が滑りにくい仕上		—		●		○
(3)	明度、色相、彩度により、段が容易に識別できる		—		●		○
(4)	段はつまづきにくい構造		—		●		○
(5)	段の上端に近接する踊場部分に、点状ブロック等の敷設		—		●		○
(6)	主な階段は回り階段でない（適用除外はない）		—		●		○
(7)	経路上に階段又は段を設けない（傾斜路又は昇降機併設は除く）		●		—		—
6	傾斜路（踊場含む）	チェック		チェック		チェック	
(1)	手すり設置（勾配1/12超又は高さ16cm超の傾斜部分）		●		●		○
(2)	表面が滑りにくい仕上であること		●		●		○
(3)	明度、色相、彩度により、前後の廊下等と識別できること		●		●		○
(4)	傾斜の上端に近接する踊場部分に、点状ブロック等の敷設		●		●		○
(5)	有効幅 《階段併設の場合》 120cm以上 《90cm以上》		●		—		○
(6)	勾配 1/12以下		●		—		○
(7)	高さ 16cm以下のものは勾配 1/8以下		●		—		○
(8)	高さ 75cm超は踊場設置（高さ 75cm以内、踏幅 150cm以上）		●		—		○
(9)	縁端部に高さ 5cm以上の立ち上がり又は側壁設置		●		●		○
7	昇降機	チェック		チェック		チェック	
(1)	利用居室・車いす用便所・車いす用駐車場のある階及び地上階に停止		●		—		○
(2)	かご及び昇降路 出入口幅 80cm以上		●		—		○
(3)	かご > 奥行き 135cm以上		●		—		○
(4)	> 幅 140cm以上（床面積2,000㎡以上の建築物に限る）		●		—		○
(5)	> 車いすの転回に支障がない構造（床面積2,000㎡以上の建築物に限る）		●		—		○
(6)	> 停止予定階・現在位置の表示装置		●		—		○
(7)	> 手すり・鏡を設置		●		—		○
(8)	> 音声装置（到着階・戸の閉鎖）		●		—		○
(9)	乗降口ビー > 幅及び奥行き 150cm以上・高低差なし		●		—		○
(10)	> 昇降方向表示装置		●		—		○
(11)	かご内及び乗降口ビー > 車いす使用者用の制御装置		●		—		○
(12)	> 視覚障害者用の制御装置		●		—		○
(13)	かご内又は乗降口ビー > 音声装置（昇降方向）		●		—		○
(14)	昇降口ビーに標識の掲示		—		「標識」による		○
8	特殊な昇降機	チェック		チェック		チェック	
(1)	エレベーター > H12告示第1413号第1第7号の段差解消機		—		—		—
(2)	> かごの幅70cm以上で奥行き120cm以上		—		—		—
(3)	> かご内方向転換が必要な場合は、十分なかごの床面積確保		—		—		—
(4)	エスカレーター > H12告示第1417号第1ただし書きの車いす用エスカレーター		—		—		—

バリアフリー法等への適合調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

Ⅳ トイレ

番号	調査項目	バリアフリー法				長野県福祉の まちづくり条例	
		移動等円滑化 経路※1		一般部※2			
9	トイレ	チェック		チェック		チェック	
(1)	車いす使用者用便房を1以上設置（男女の区別ある場合それぞれ1以上）		—		●		○
(2)	構造 > 腰掛便座、手すり等の適切な配置		—		●		○
(3)	> 十分な空間確保		—		●		○
(4)	オストメイト対応の水洗器具を設けた便房を1以上設置		—		●		—
(5)	車いす用便房及びその便所の出入口幅 80cm以上		—		—		○
(6)	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がない		—		—		○
(7)	出入口付近に標識の掲示		—		「標識」による		○
(8)	床置き式、低リップ式等の小便器を1以上設置		—		●		○
(9)	レバー式、光感知式等の洗面器を1以上設置		—		●		○
(10)	ベビーチェア等の設備を設けた便房を1以上設け、出入口に標識の掲示		—		—		—
(11)	ベビーバット等の設備を設け、出入口に標識の掲示		—		—		—
(12)	ベッド等の設備を設け、出入口に標識の掲示		—		—		—

Ⅴ その他

番号	調査項目	バリアフリー法				長野県福祉の まちづくり条例	
		移動等円滑化 経路※1		一般部※2			
10	ホテル、旅館の客室	チェック		チェック		チェック	
(1)	車いす使用者用客室を1以上設置（客室数50以上の場合）		—		—		—
(2)	構造（便所） > 便所内に車いす使用者用便房を設置		—		—		—
(3)	（同一階にある場合除く） > 便房及び便所の出入口幅 80cm以上		—		—		—
(4)	 > 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がない		—		—		—
(5)	構造（浴室等） > 浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置		—		—		—
(6)	（同一階にある場合除く） > 十分な空間確保		—		—		—
(7)	 > 出入口幅 80cm以上		—		—		—
(8)	 > 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がない		—		—		—
(9)	非常時の情報を点灯及び音声により知らせる設備を備えた客室を1以上設置（客室数50以上の場合）		—		—		—
11	客席（劇場、映画館、集会場等）	チェック		チェック		チェック	
(1)	固定席を設ける場合、席数／200以上の車いす用席を設置（max10席）		—		—		—
(2)	構造 > 出入口からの経路が短い位置に設置		—		—		—
(3)	 > 1人につき 幅85cm以上、奥行110cm以上		—		—		—
(4)	出入口から車いす用客席への通路のうち1以上は、内法幅120cm以上、高低差がある場合は傾斜路に準じた構造		—		—		—
12	標識	チェック		チェック		チェック	
(1)	昇降機、便所、駐車施設があることの表示を見やすい位置に設置		—		●		—
(2)	内容が容易に識別できる標識（JIS Z 8210）		—		●		—
13	案内設備（案内所を設ける場合は除く）	チェック		チェック		チェック	
(1)	昇降機、便所、駐車施設の配置を示した案内板の設置		—		●		—
(2)	案内板を設ける場合は、文字が容易に読み取れる大きさで見やすい位置に設置されている		—		—		○
(3)	昇降機、便所の配置を点字・浮彫り・音声等により視覚障害者に示すこと		—		●		—

バリアフリー法等への適合調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

★特記事項

番号	調査項目	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容等	改修難易度（評価）	
I-1 (5)	敷地内通路 段差部分に手すり設置	階段手すり未設置	設置	A	小規模
I-1 (17)	敷地内通路 道等に至る通路の誘導ブロック未設置	誘導ブロック未設置（北側玄関）	設置	A	小規模
I-1 (18)	敷地内通路 点状ブロック未設置	点状ブロック未設置（北側玄関）	設置	A	小規模
III-4 (4)	廊下等 50m以内ごとに車いす展開可能	回転可能なスペース未設置	設置	D	物理的に改修不能
IV-9 (4)	トイレ オストメイト対応	オストメイト未設置	設置	C	広範囲に影響

（注意）

- ① このチェックリストは、特殊建築物等ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入してください。
- ③ 調査項目について、基準に適合している場合は「○」、一部適合している場合は「△」、不適合の場合は「×」をチェック欄に記入してください。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、当該項目のチェック欄に「－」を記入してください。
- ⑤ 特記事項は、調査の結果、基準を満たしていない項目がある場合や、基準を満たしている場合であっても、特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、「実現可能性（評価）」欄にA～Dの4段階で評価し、その評価内容を記入してください。

※ 改修難易度（評価）について

以下の基準で評価する。

評 価	基 準（参考）
A	部分的かつ仕上材等の撤去・復旧を伴う改修 又は ソフト対応で解消可能 又は 小規模工事（130万円以下）等
B	部分的かつ下地材等の撤去・復旧を伴う改修 又は 改修費用（130超～500万円）が見込まれる 等
C	広範囲に改修 又は 部分的かつ構造躯体等に影響 又は 多額の改修費用（500超～1,000万円）が見込まれる 等
D	物理的に改修不能 又は 多額の改修費用（1,000万円超）が見込まれる 等